

## 《保険医療機関における書面掲示事項》



### ◎機能強化加算

当院では、「かかりつけ医」として必要に応じて以下のような取り組みを行っています。

- ・健康診断の結果等の健康管理に関するご相談に応じております。
- ・必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ・保険や介護福祉サービスの利用に関するご相談に応じております。
- ・夜間・休日等の問い合わせへの対応を行っています。
- ・他の医療機関の受診状況や処方されているお薬を把握した上で必要なお薬の管理を行います。



### ◎外来感染対策向上加算

当院では、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせる症状を呈する患者様の受け入れを行い、院内感染防止対策として、以下の取り組みを実施しています。

- ・感染管理者である院長が中心となり、感染対策を推進します。
- ・院内感染対策の知識を深めるために、院内研修及び関連病院との連携をし、対策力の向上に努めます。
- ・抗菌薬の適正利用に努めます。
- ・感染性の高い疾患（麻疹、水痘、おたふくなど）が疑われる場合は、適宜、特別室等で診療を実施します。
- ・標準感染予防対策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、院内感染対策を推進していきます。
- ・当院は新興感染症の発生時に自治体の要請を受けて発熱患者の診療等を実施する「第二種協定指定医療機関」に指定されています。

### ◎時間外対応体制加算

当院を継続的に受診されている患者様からのお問い合わせに対し、診療時間外においても電話等による対応を行える体制を整えています。やむを得ず対応できない場合には、近隣の休日診療実施医療機関や、#7119（救急安心センター）等へのご相談をご検討ください。

### ◎電子的診療情報連携体制整備加算

当院では、以下のとおり体制を整備しております。

- ・オンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・診察室等において、オンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。
- ・質の高い医療を提供できるよう、マイナンバーカード保険証利用促進に努めております。
- ・医療費の透明性向上のため、診療明細書を無料で発行しております。

### ◎外来・在宅ベースアップ評価料

#### ◎外来・在宅物価対応料

当院では、医療従事者の質上げを通じて、良質な医療提供を継続するための取り組みとして、厚生労働省の規定により初診時または再診時に「外来・在宅ベースアップ評価料」「外来・在宅物価対応料」の算定を行います。医療現場で働く職員の処遇改善を行い、安心・安全で質の高い医療提供体制の維持・向上に努めてまいります。

#### ◎小児かかりつけ診療料

当院では、小児かかりつけ医（小児かかりつけ診療料）の同意登録を受付しています。同意された患者様に、小児科の「かかりつけ医」として、次のような診療を行います。

- ・急な病気の際の診療や、慢性疾患の指導管理を行います。
- ・発達段階に応じた助言・指導を行い、健康相談に応じます。
- ・予防接種の接種状況を確認し、接種の時期について指導を行います。  
また、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行います。
- ・「小児かかりつけ診療料」にご同意いただいた患者様からの電話等による問合せに対応しています。  
小児かかりつけ診療料は、6歳未満の方が対象です。ご登録後もこれまでどおり、他の医療機関をご受診いただけます。

ご登録いただいた患者様には、予防接種や健診等を含め、4回目以降の受診時より

「小児かかりつけ診療料」を保険診療で算定します。

子ども医療証をお持ちであれば、自己負担額は変わりません。登録は任意で、いつでも解除可能です。当院がやむを得ず対応できない場合などには、近隣医療機関や、小児救急電話相談へご連絡ください。

### ◎小児抗菌薬適正使用支援加算

当院では、急性気道感染症、急性中耳炎、急性副鼻腔炎又は急性下痢症により受診した6歳未満の患者様に対し、診察の結果、抗菌薬の投与の必要性がなく使用をしないと判断し、医師から説明を行った場合、小児抗菌薬適正使用支援加算を算定しています。

小児の風邪や急性胃腸炎の症状は、ほとんどがウイルスの感染によるものです。抗菌薬は、細菌感染症に効果がありますが、ウイルス感染症には効果がありません。

抗菌薬をむやみに使用すると、腸内環境に影響を及ぼしたり、細菌が抗菌薬に耐性を持ってしまい、本当に必要な時に効果がなくなってしまうことがあります。

上記のことから、抗菌薬の投与が必要であるかどうか、診察の上で慎重に判断をしています。

### ◎一般名処方加算

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、患者様に薬品が安定して供給されるように取り組んで参ります。現在、一部の後発医薬品のある医薬品について十分な供給が困難な状況が続いています。つきましては医薬品に関しまして、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方・一般的な名称により処方箋を発行する場合があります。

一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。また、患者様が後発医薬品（ジェネリック）を選択することができ、経済的負担が軽くなります。

一般名処方是有効成分、効能が同じであれば患者様が自由にお薬を選んでいただけます。そのため保険薬局にて患者様ご自身の希望を確認される場合があります。

### ◎情報通信機器を用いた診療

当院では、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき、情報通信機器を用いた診療を適切に実施するため、以下の体制を整備しております。

- ・オンライン診療の実施に必要な情報通信環境を有している
- ・医師－患者間で双方向のリアルタイム通信が可能である
- ・対面診療を適切に組み合わせて実施する体制を有している
- ・必要時には速やかに対面診療へ切り替える体制を有している
- ・緊急時に対応可能な医療機関との連携体制を確保している
- ・患者の本人確認を適切に実施している
- ・患者へオンライン診療の利点・限界・安全性について説明を行っている
- ・個人情報保護及び情報セキュリティ対策を講じている
- ・診療録を適切に保存している
- ・オンライン診療実施前に必要な問診・情報収集を行っている
- ・医師が医学的にオンライン診療可能と判断した患者に対して実施している
- ・症状等から対面診療が必要と判断した場合には対面受診を案内している
- ・初診オンライン診療において向精神薬の処方を行わない
- ・医療広告ガイドラインを遵守している
- ・厚生労働省「医療広告規制におけるウェブサイト等の事例解説書」を参考にウェブサイトを活用している
- ・当院におけるオンライン診療の対象

定期受診中の患者様

医師がオンライン診療可能と判断した患者様

※症状・病状により対面診療をご案内する場合があります

